

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(売付価格) × (売付株数)

－ (重要事実が公表された翌日の終値) × (売付株数)

となる。

したがって、重要事実の公表翌日の平成19年4月11日の株式会社WDIの株価の終値は、802円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

売付価額 1, 293, 500円 (注)

－ (802円 × 1, 500株) = 90, 500円

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、9万円

(注) 売付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 863 \text{円} \times 500 \text{株} \\ 862 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。